

パソコン修理の復活屋さん 修理規約

2015/8/10

■第1条 規約の適用

本規約は、パソコン及び電子機器の修理依頼者（以下「お客様」）が、株式会社ティーエスエス（以下「弊社」）に修理サービスを依頼をされる場合の基本条件を定めたものです。

お客様が弊社に修理などに付随する作業を依頼いただく際は、本規約に従ってお客様に修理サービスを提供させていただきます。本規約にご同意をいただいた上で、修理サービスをご利用くださいますようお願い致します。なお、本規約等は予告なく変更することがあり、変更前に修理サービスをお申し込みいただいたお客様にも変更後の規約が適用されます。

■第2条 役務の目的

弊社はお客様が使用される機器が故障した場合、そのパソコン及び電子機器の基本機能・性能の回復・修復・維持することを目的として、修理サービスを提供いたします。

■第3条 契約の成立

弊社よりお見積りのご提示後、弊社所定の方法によりお申込みになり、弊社がお客様のご依頼を承諾することをもって成立するものとします。弊社は、本規約に定める場合のほか、お客様のご依頼の内容、時期、お申込み方法、その他の事情によって本サービスを提供できない場合があります、弊社の任意の判断でご依頼をお断りする場合がございます。

■第4条 代理申し込み

当社の指定する代理店以外の事業者又は第三者（以下：申し込み人）を通じて、役務の提供を行う場合、申し込み人をはじめパソコンを所有する法人又は個人（以下：依頼人）においてもすべての規約に同意したものとします。当社は、申し込み人及び依頼人に同一の請求権を得るものとし、申し込み及び修理内容及び費用についても同一に同意したとみなします。

■第5条 未成年者のお申し込み

未成年者のお客様は、保護者の同意を得た上で、お申し込みくださいますようお願いいたします。未成年者のお客様がご自身で機器をご持参された場合には保護者の同意書が必要となります。また、保護者の同意が確認できない場合はお断りさせていただく場合がございます。

■第6条 修理費用

修理サービスの料金（修理料金、その他の費用を含み、以下「サービス料金」といいます）は弊社規定料金を適用します。サービス料金の正式な金額は修理見積フォームよりご依頼下さい。状況・条件・時期などにより料金が異なる場合がございます。お見積り時と同様の故障、または金額の範囲であれば改めてお見積り等の連絡はせず、修理作業に着手します。別の故障が見つかった場合や金額が超過することが判明した場合はその時点で改めて見積額をご案内致します。その際には一度修理作業をストップしますので、当該金額でのサービスの提供をご希望されるか否かをお知らせ下さい。お客様が当該金額での修理サービスの提供を希望されない場合には修理のご依頼をキャンセルしたものと致します。また、修理内容によっては修理完了と同時に金額が確定することがございます。その場合は事後のご連絡となることも御座います。

■第7条 見積り有効期限

お見積りの有効期限はお見積りメールに記載しております。有効期限を過ぎて修理をご検討いただく際にはお手数ですが再度お問い合わせください。お問い合わせいただかずにお申し込みされた場合、金額が変わることがございます。

■第8条 料金の支払い

修理料金のお支払いは、現金のみとさせていただきます。お支払頂けない場合は修理品のお渡しは致しかねます。料金をお支払いいただけない場合、簡易裁判所にて「少額訴訟」の手続き、もしくは代金回収業者に債権を譲渡いたします。

■第9条 修理できなかった際のお支払について

調査後、修理不可の判断の場合は費用はかかりません。故障箇所を特定するために分解・動作検証を行う場合は実費をお支払い頂く場合がございます。

■第10条 修理期間

部品の在庫状況、故障内容、混雑状況によって修理の期間は異なります。お見積りでご提示させていただく修理期間は目安となります。部品によって入手が困難であったり、製造終了している場合があるため、修理完了までの日数は確約できません。また、当初は修理が可能と判断し、ご依頼いただいたパソコンでも部品が入手できずご返却させていただく場合がございます。取り扱う部品のすべてを入手できる保証はないことをご理解下さい。次の項目のいずれかに該当する場合にはお見積りでご提示している修理期間の目安は適用できません。

1. お客様から伺った故障の現象が確認できず、修理箇所の特定ができない場合
2. お客様に確認が必要な事項が生じた場合
3. 天災地変、戦争、暴動、内乱、輸送機関の事故、労働争議その他不可抗力の事由が生じた場合

■第11条 修理箇所について

修理サービスはお預かり時にご申告頂いた内容に対しての修理を行います。その他に不具合があったとしてもお預かり時にご申告がない場合は別箇所故障扱いとなります。ご返却後に修理した箇所とは別箇所の不具合のご申告をいただいても別箇所故障扱いとなり、保障対象外と致します。

■第12条 修理保証

修理前と同じ箇所で、部品の初期不良による場合は修理完了日より部品が新品の場合3ヶ月、中古部品の場合や補修のみで部品交換を行っていない場合は1ヶ月の保証を致します。

ただし、保証書に保障期間の記載がある場合にはその定めに従うものとします。

■第13条 メーカー・家電店保証

弊社修理サービスをご利用された場合、メーカーからの保証が無効になる場合があります。販売店その他の第三者の独自の延長保証に加入されている場合、延長保証適用の可否については、弊社への修理サービスのお申込みの前に、お客様において販売店等にご確認下さい。販売店等の延長保証および当該延長保証に基づく修理サービスは、お客様と販売店等との取り決めになりますので、弊社がその内容等につき責任を負うものではなく、本規約は適用されません。

■第14条 保証の適応除外

故障箇所や状態が前回修理と異なる場合は有料修理となります。また、前項の期間内であっても、次の各項目のいずれかに該当する場合は、有料となります。

1. お客様による使用上の誤り、他の機器から受けた障害または不当な修理や改造により故障または損傷した場合
2. ご返却後の運搬事故、落下などにより故障または損傷した場合
3. 火災、地震、風水害、落雷、天変地変、公害、塩害、異常電圧などにより、故障または損傷した場合
4. 車両、船舶、航空機等に搭載されたために生ずる故障及び損傷の場合
5. データ、ソフトウェアのバグや不具合。また、ウィルス感染などによる故障及び消耗部品の交換
6. 接続している他の機器、または不適当な消耗品やメディアの使用に起因して対象機器に生じた故障・損傷の場合
8. お客様のご使用環境や対象機器の維持・管理方法に起因して生じた故障および損傷の場合（例：埃、錆、カビ、虫・小動物の侵入および糞尿による故障等）

■第15条 修理機種や年式の制限、修理不可の判断

最新機種及び年式の古いパソコンなど 部品の入手が困難な場合や水没、浸水していると判断した場合は修理をお受けできない場合がございます。当初は修理が可能と判断し、ご依頼いただいたパソコンでも部品が入手できず ご返却させていただく場合がございます。また、修理を行っても、修理品の保証期間内に再度不具合が発生する可能性高いと判断された場合や故障箇所が固着や変形などにより取り外せない、または分解が出来ない場合、お客様からの妨害行為があったと弊社が認める場合にも修理をせずご返却させていただきます。

■第16条 作業の進め方を弊社から確認させていただく場合について

作業の進捗によってはお客様に作業の進め方など確認のご連絡をする場合がございます。回答をいただけるまでは作業をストップさせていただきますので なるべくお早めにお返事いただくようお願い致します。

■第17条 キャンセル

修理機器が弊社へ到着後、または修理途中の作業キャンセルは原則としてできません。止むを得ない事情により作業キャンセルした場合には作業費用・部品代金を頂戴いたします。

■第18条 返品・返金

お客様都合による返品や返金は受け付けておりません。

■第19条 交換用部品について

新品の部品でも部品の個体差などにより若干の色合いの違いなどがございます。なるべく元々ついていたものと近い色合いものを使用しますが互換品を使用する場合等、全てが同じにならない場合がございます。

■第20条 部品の在庫

お見積もり時など事前に修理用部品の在庫有無をお伝えすることはございません。お見積もりから到着までの間に在庫切れになることもございます。尚、お電話やメール等による在庫状況のお問い合わせにはお答えしておりません。

■第 21 条 お客様による部品のご用意

お客様の部品ご用意による修理は可能ですが、動作の保障は出来ません。交換した事に起因する他の不具合に関しても一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

■第 22 条 修理による傷などについて

修理の内容や機器の状態によってはやむを得ず多少の傷や内部にホコリが入る場合がございますが、承諾したものといたします。分解すると内部の固定用爪などが折れるように作られている機器もございます。そのようなものは両面テープや接着剤、パテなどにより接着し、1 時間程度固定されている状態を以て接着できたものとし、両面テープや接着剤、パテ等は時間の経過と共に劣化することがございますが、接着部の劣化による破損等は保証の対象外となります。

■第 23 条 修理後の原状復帰

お客様ご自身が貼られたシールや液晶保護シート類、本体に施されたカラーリング等、販売時に貼られていたシール類の原状復帰は致しかねます。液晶パネルの交換を行った場合、色調・色味が変わる場合があります。

■第 24 条 修理に使用するソフトウェア

修理後の動作確認はデータを閲覧することがない一般的なアプリケーションや専用のソフトウェアを使用いたします。弊社のオリジナルソフトを使用して動作確認を行う場合もございます。

■第 25 条 修理品の保管期間

お客さまが修理のご依頼お客様からお預かりした修理依頼品の保管期間は修理が完了した日、または修理依頼品を未修理で返却する場合はご返却についての連絡をした日から起算して 90 日といたします。保管期間を超過した時点で、お客様に修理依頼品をお受け取りいただけない場合、弊社は、お客様からお預かりした修理依頼品を弊社所定の方法にて処分できるものとします。

■第 26 条 免責事項

1. 役務の提供によって発生した失われた時間や利益及び諸経費、ハードウェアの障害・ソフトウェアの障害（アプリケーション・データファイル・各種設定項目等の変更・消失等）、ネットワーク障害及び電源を通じて接続されているその他のパソコンや接続機器等の不具合等の損害・損失、現状回復（代替機や他 事業者に依頼する又はされた費用含む）及びその責任及び補償。
2. 役務の提供を受けたことにより発生した製造メーカー又は代理店又は販売店又は保証会社等の保証を受ける権利の喪失の回復及び補償。
3. 修理品の構造に伴う、必要上の生じる傷や汚れ（傷や、シールカバー等の粘着低下等）やお客様が貼られたシール、装飾、カラーリング等の原状回復についての補償。
4. 診断結果の保証、役務の継続が出来ない場合の送料、配送会社によるパソコンの損傷や紛失又は遅配等における損失や損害の補償。
5. 役務の提供によって発生した何らかのトラブルにおいて責任の所在が不明な場合でかつ、当社に過失が認められた場合でも損害賠償額は、お客様が当社にお支払いいただいた金額を上限とします。
6. 紛争や天災、停電その他自然的事象により、お客様からお預かりした修理品並びにその備品に損害が発生した場合の補償。

■第 27 条 交換後の部品

交換後の部品をご返却ご希望の場合には事前にご連絡ください。事前にご連絡が無い場合、交換後の部品の所有権はすべて弊社に帰属するものとします。なお、当該故障部品は修理もしくは再調整し、補修用性能部品として再利用する場合があります。

■第 28 条 ハードディスク上のデータ

修理時におけるデータの破損、紛失などのデータ保証はできません。また、元のパソコンに入っていたデータの存在有無については弊社では保証できません。修理依頼前には必ずデータのバックアップをお取り下さい。修理の際にお客様のパソコン内にあるデータを閲覧することはありません。（データ取り出し、データ救出、ウィルスチェック、HDD 関連修理などデータ関連作業をした場合を除く）

対象機器の修理の過程で、故障の症状の確認および修理結果の確認のために弊社が必要最小限と判断する範囲でハードディスク上のファイルを開いたり、プログラムを起動することがございます。修理が完了した対象機器を返却する際に、スタートメニュー中の「最近使ったファイル」および「よく使うプログラム」に表示される項目を削除させていただくことがあります。ただし、ファイルおよびプログラム自体を削除することはありません。お客様は、修理をご依頼される前に、お客様の責任において必要なファイルおよびプログラムのバックアップをお取りください。（但し、データ復元をご依頼された場合は除く）

■第 29 条 データの取扱い

1. 弊社は、修理依頼品がハードディスク、メモリーなどの記録装置・記録媒体（以下「記録媒体等」といいます）を搭載または使用する製品である場合、記録媒体等に記録されたデータ（お客様が録音・録画した音楽・映像、作成したファイル、各種の設定内容、追加インストールしたソフトウェア等を含み、以下「記録データ」といいます）を必要に応じて修理の過程で閲覧・実行する場合がありますが、修理の目的以外に使用致しません。
2. 本サービスの提供の過程で、弊社は、記録データについての複製・バックアップや復元作業等は一切行いません。但し、修理のために必要と弊社が判断する場合に限り、複製・バックアップを取ることや複製やバックアップしたデータを保管することが御座いますが、お客様への同意は求めません。（但し、データ復元をご依頼された場合を除く）
3. 修理のために必要と弊社が判断する場合に限り、修理依頼品の記録媒体等の初期化、交換、工場出荷時の状態にする作業等を行わせていただきます。その際、著作権を含む記録データおよびお客様が追加インストールしたファイルやプログラム、設定等は失われます。
4. 修理等の作業にあたっては細心の注意を払いますが、前項以外の場合であっても、作業の過程で記録データの破損・消失等が生じる場合があります。弊社は、記録データの破損・消失等についての責任は負いかねます。

■第 30 条 業務の委託

修理サービス業務の全部または一部（これに付随関連する業務を含みます）を弊社の選定した協力会社へ委託する場合があります。また、弊社は本業務を委託した協力会社に対し、お客様に関する情報を必要な範囲で開示しますが、本業務以外の目的には使用致しません。業務の委託をする際にお客様への同意は求めません。

■第 31 条 合意管轄

- 1.お客様と弊社との関係につきましては日本法が適用されるものとします。2.本規約に関しお客様と弊社の間
- に紛争が生じた場合、弊社所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とします。

■第 32 条 機密保持

本業務で知り得たお客様の経営上・業務上の秘密、プライバシー・個人情報を適正な管理をし、第三者に漏洩、開示をいたしません。但し、本規約に基づき本業務の全部または一部を弊社の選定した協力会社へ委託する場合、本業務を委託した協力会社に対し、お客様に関する情報を必要な範囲で開示しますが、本業務以外の目的には使用致しません。

■第 33 条 個人情報の取扱い

1. 個人情報の取得について 弊社は、偽りその他不正の手段によらず適正に個人情報を取得致します。
2. 個人情報の利用について 弊社は、個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲内で、利用致します。以下に定めのない目的で個人情報を利用する場合、あらかじめご本人の同意を得た上で行ないます。
 - (1) お見積のご依頼・ご相談に対する回答及び資料送付
 - (2) 修理完了パソコンの送付
 - (3) 修理・出張サポート等、各種商品・サービスに関する情報提供
3. 個人情報の安全管理について 弊社は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
4. 個人情報の委託について 弊社は、個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合は、当該第三者について厳正な調査を行い、取り扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 個人情報の第三者提供について 弊社は、個人情報保護法等の法令に定めのある場合を除き、個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。但し、本規約に基づき本業務の全部または一部を弊社の選定した協力会社へ委託する場合、本業務を委託した協力会社に対し、お客様に関する情報を必要な範囲で開示しますが、本業務以外の目的には使用致しません。
6. 個人情報の開示・訂正等について 弊社は、ご本人から自己の個人情報についての開示の請求がある場合、速やかに開示を致します。その際、ご本人であることが確認できない場合には、開示に応じません。個人情報の内容に誤りがあり、ご本人から訂正・追加・削除の請求がある場合、調査の上、速やかにこれらの請求に対応致します。その際、ご本人であることが確認できない場合には、これらの請求に応じません。

■第 34 条 本利用規約について

出張でのご依頼、店舗へのお持込によるご依頼を問わず、修理のお申し込みをもって本利用規約に同意したものと致します。利用規約は変更することもございます。その際にはお客様への承諾は求めません。また、変更前に修理サービスをお申し込みいただいたお客様にも変更後の規約が適用されます。

以上に記載された修理規約に同意します。

氏名 _____

パソコン修理の復活屋さん
株式会社ティーエスエス